

ダンプ車の飛散防止装置の取扱いについて（補足資料）

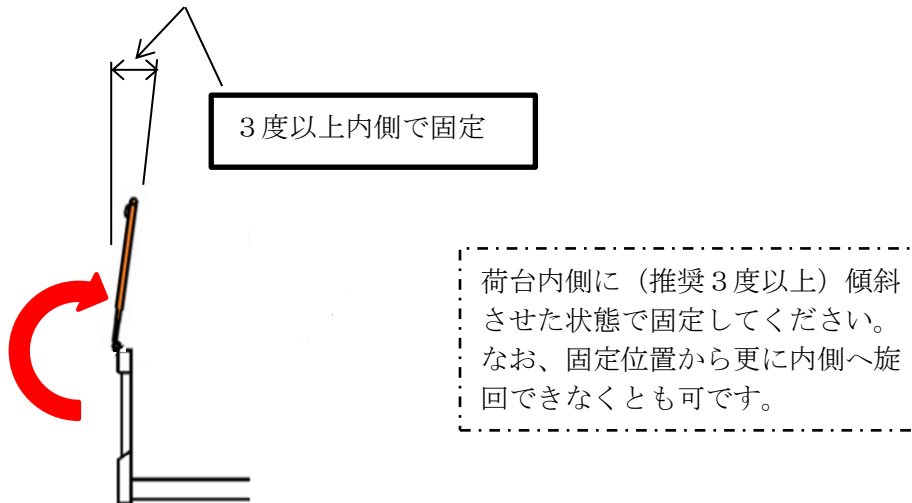
1. 固定装置について

飛散防止装置に固定装置を装着する場合は、以下の点に注意が必要です。

(1) 固定する位置

審査事務規程 7-49-1 の(1)④イの(ウ)（大型貨物自動車の場合は(2)③イの(ウ)）には、「飛散防止装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。」とあり、(エ)には、「固定位置については、飛散防止装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜して固定されるものであること。」とあるので、固定した状態で、最低でも1度以上荷台内側に倒れていなければなりません。当分科会では、3度以上倒すことを推奨します。

なお、自動シートには、荷台前壁の側板等に押し当てて止めるタイプもありますが、これも固定装置を装着したものとみなされるので、注意が必要です。また、飛散防止装置を荷台後面に装着する場合も本規定が準用されます。



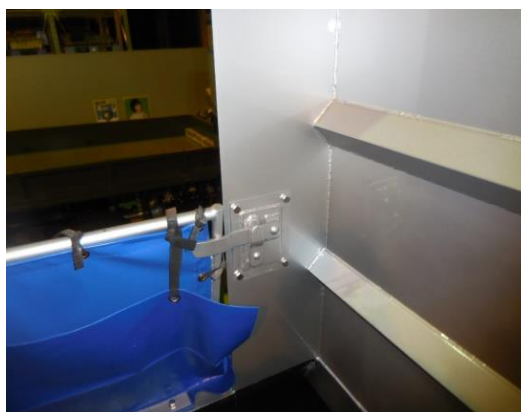
(2) 固定金具の構造

審査事務規程 7-49-1 の(1)④イ (エ) (大型貨物自動車の場合は(2)③イ (エ)) には、「工具等を使用することなく、手で容易に解除できるものであること。」とあるので、ボルト・溶接などによる固定はできません。本要件に適合する固定装置の代表的事例を以下のとおり紹介します。

【例1：エビカンロック】



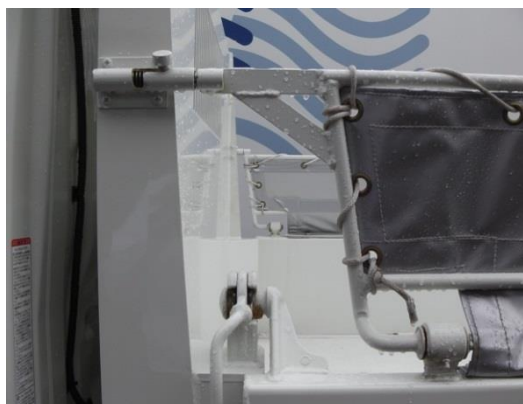
【例2：回転式ロック】



【例3：前壁側板押し当て式】



【例4：スプリングロック式】



【例5：レバーハンドル式】



2. 枠組み

枠及び補強材の太さ、間隔、本数は、下表の条件を満足することが必要です。

部位	参照	条件	
		大型貨物自動車	その他
1 外周枠材、水平方向の中枠材、回転軸	a寸法	直径または幅 4cm以下 (注1)	直径または幅 4cm以下
2 垂直方向の中枠、斜め方向の中枠、補強材	b寸法	直径または幅 8cm以下	直径または幅 5cm以下
3 煽り上面から水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く) (1) 煽り上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽り上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1) (2) 煽り上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽り側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2) ② 回転軸と外枠を煽り上方に備えるものにあつては、煽り上方の直上の回転軸又は外枠 (3) 煽り上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽り上面の直上の外枠(図2-1) (4) 煽り上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽り上方の直上の外枠(図2-2)	c寸法	40cm以上	20cm以上
4 範囲A 煽り上面と垂直な各枠間の内法間隔(最初部と最後部の枠間は除く) (参考図2)	d寸法	50cm以上	25cm以上
5 煽り上面と平行方向幅25cm(大型貨物車は50cm)までの任意断面における枠材、補強材の数	B-B断面	3本以下 (注2)、(注3)	
6 煽り上面から垂直方向幅30cm(大型貨物自動車は60cm)までの任意断面における枠材、補強材の数	D-D断面		
7 回転軸と枠材の接合部を中心とする半径10cmの円の範囲	E部	1~6までに規定する条件は適用除外	

- (注1) 煽り上面直上の枠材については、煽り上面と直上の枠材下縁の間隔(図2-1、図2-2のe寸法)が20cmを超える場合には「4cm」を「8cm」に読替えることができる。(参考図1)
- (注2) 近接又は隣接する複数の枠材の直径または幅の合計が4cm以下の場合には、これを1本と数える。
- (注3) 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径または幅が1cm以下のものは、これを本数に含めない。(参考図2)
- (注4) 後面に備える飛散防止装置にあつては、本基準を準用して取扱う。

図1-1 (回転軸と外枠が兼用・煽り上面の例)

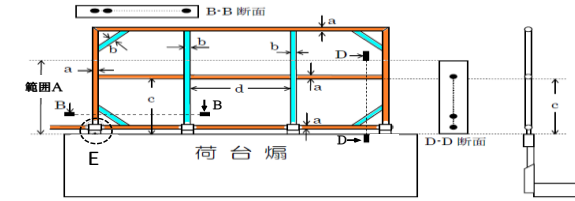


図1-2 (回転軸と外枠が兼用・煽り側面の例)

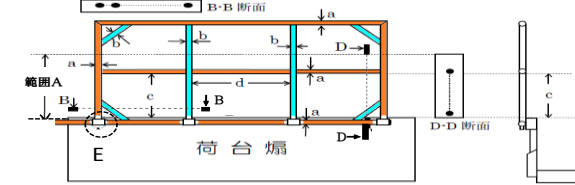


図2-1 (回転軸と外枠が兼用でない・煽り上面の例)

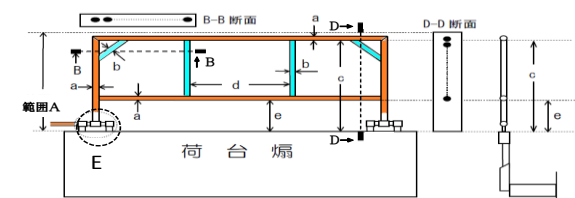
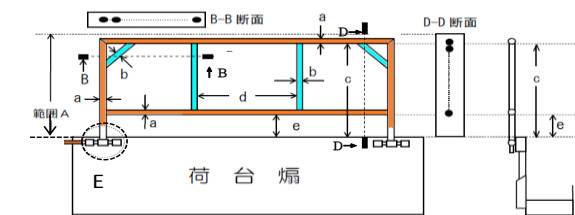
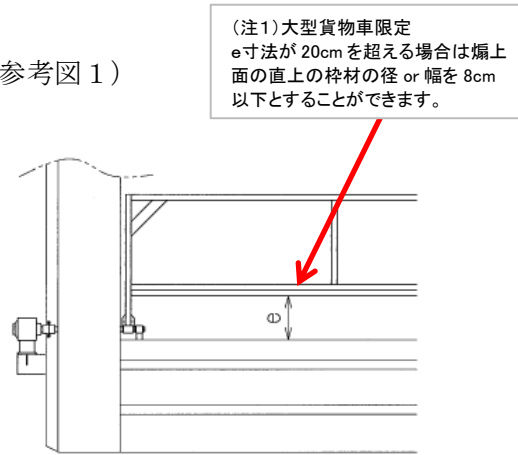


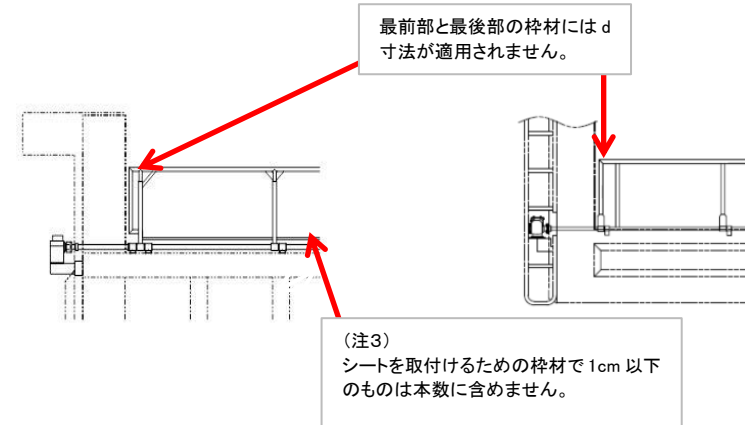
図2-2 (回転軸と外枠が兼用でない・煽り側面の例)



(参考図 1)

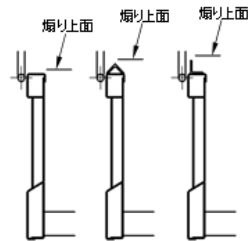


(参考図 2)



3. 煽り上面にアングル等を装着した場合の基準位置

煽り上面にアングル等を装着した場合には、前項の表中「煽り上面」は次のとおり扱われるのでご注意ください。



4. 付属品 (別添 1)

飛散防止装置に付属して装着する固定装置、取手、ハンドル、フックなどは、2. で説明した枠組の枠及び補強材の太さ、間隔、本数に関する規定は適用になりません。付属品の装着事例は別添 1 を参照してください。

5. 製作例 (別添 2)

飛散防止装置の製作例及び判定例を別添 2 に取りまとめました。参考にしていただけましたら幸いです。